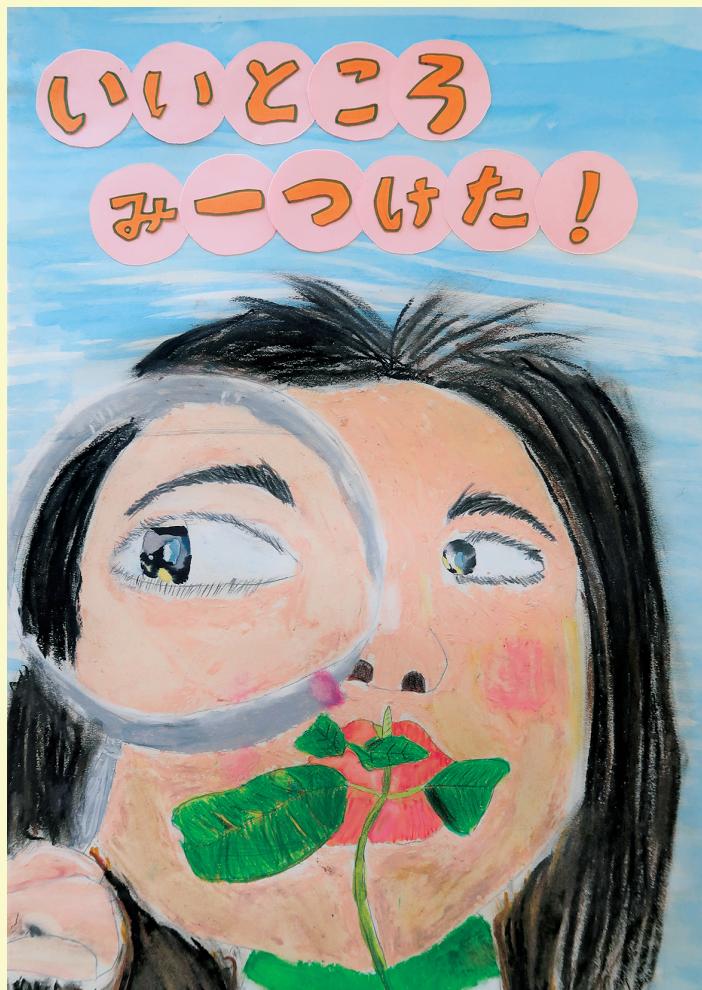


2025(令和7)年度 人権啓発冊子

ヒューマンライツ

～だれもが しあわせにくらせる社会へ～



別府市長賞

令和六年度 別府市小・中学生「人権ポスター」

別府市立東山小学校 二年
ガルシラーザー 愛理
あいり

～「ヒューマンライツ」の作成にあたって～

人権とは、人が人として、社会の中で、自由に考え、自由に行動し、幸福に暮らせる権利で、私たち一人ひとりが生まれながらにもっています。

まず大人が、自分の人権も他者の人権も大切にする態度や技術を高めていくこと。そして、その大人の姿をとおして、子どもたちも、自分や他者を大切にすることを学んでいく…そのような地域社会の実現をめざし毎年発行しています。

私たち一人ひとりが、人権の問題を自分の問題として考え、差別を見ぬく力を養い、差別をせず、差別をなくしていく一人になれるよう、一緒に考える機会になればと思います。

別府市



SNS 等のネットにおける 人権侵害



— SNS とは —

インターネット上で友人や同じ趣味を持つ人たちが集まったり、近隣地域の住民が集まったりして、ある程度閉ざされた場にすることで、利用者間の密接なコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えています。

— インターネット上の権利侵害 —

ひぼう
誹謗中傷などの名誉棄損行為、なりすまし行為、プライバシー権の侵害行為、差別の助長（レッテル貼り、偏見）など



インターネットや SNS 等の普及に伴い、誰でも簡単に情報発信ができ、利用者間で簡単にコミュニケーションを行うことが可能になりました。一方で、匿名による誹謗中傷やプライバシー情報の無断発信、ネットいじめなど、人権に関わる問題が深刻化しています。

一人ひとりが、ルールとモラルを守ってインターネット上の情報と上手に付き合い、お互いの人権を尊重した行動をとりましょう。

インターネット上で投稿する場合の心構え

他人の権利を侵害するような表現行為には、刑罰による制限を受けることがあります。

○インターネット（SNS 含む）は公開の場である

自身はスマホを見ているだけかもしれないが、その向こうに何万人もの人がいる可能性があることを常に認識しておく。

○匿名であっても、投稿者を特定することは可能である

IP アドレスやタイムスタンプからの特定、登録した際の電話番号、メールアドレスからの特定は可能

○自分の個人情報を公開しない

万が一「炎上」が生じてしまった場合、断片的な情報から、実名、勤務先、顔写真等が特定され、暴かれてしまうことがある。



「部落差別解消推進法」

正式名称：「部落差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年12月16日施行

この法律は、「現在もなお部落差別は存在する」ということを明確にしました。そして、基本的人権を保障する日本国憲法に基づいて「部落差別は決して許されない」「部落差別を解消することが重要な課題」との認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的として定められています。

— 部落差別問題とは —

日本の歴史の中で生まれ、つくられてきた我が国固有の差別問題です。特定の地域に関わりがあることや、祖先をたどると被差別身分につながることを理由に、現在も結婚や就職、その他の場面で差別や排除が起きている問題です。

なくそう！！ 部落差別



○ 部落差別問題について正しい認識を持ちましょう

2016年に部落差別解消推進法が制定されたことが示しているとおり、部落差別問題は未だ解決にいたっていません。部落差別問題の解決のためには、部落差別問題を知らない人が正しく認識すること、あるいは、誤った認識をもっている人がその間違いに気づき、その認識を改めること、さらに、私たち一人ひとりが自分自身で考え判断するという主体性のある生活態度や、差別を許さないという価値観をもって行動していくことが必要です。

この取組は、ほかのあらゆる差別を許さないということにつながっていきます。

○ 日常生活の中で、「人権感覚」を磨きましょう



私たちは、血筋や家柄、迷信などにこだわるなど、不合理な考え方で判断してしまうことがあります。日々の生活の中で、噂や憶測で思い込んでいることはないでしょうか。差別や偏見をなくすためには、正しく理解・認識するとともに、自分自身で考え、行動していく態度を養うことが必要です。また、身の周りで偏見や差別にあったとき、周りの人たちと皆で考え、行動していく勇気と努力が大切です。

だれもが、ともに気持ちよく暮らせる社会にしましょう

「障害者差別解消法」

正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」2016（平成28）年4月1日施行

令和6年4月1日から、行政機関だけでなく、事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました。

①「不当な差別的取扱い」の禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がない人にはつけない条件をつけることは禁止されています。

- (例)
- ・漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する
 - ・診察などを後回しにする、提供時間を変更又は限定する
 - ・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れないなど

②「合理的配慮」の提供

- (例)
- ・飲食店などで、車椅子のまま着席できるようにする
 - ・筆談によるコミュニケーションをとるなど



「障がい」はその人自身にあるのではなく、「社会」の側にあるという考え方をもとに、障がいのある人の意思を尊重した対応をすることで、差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

「ヘイトスピーチ解消法」

正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
2016（平成28）年6月3日施行

— ヘイトスピーチとは —

本邦外出身者（特定の国の出身者またはその子孫・在日外国人の二世・三世やそれ以降の世代も含む）であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動」のことで、人種差別・民族差別にあたります。

「LGBT理解増進法」

正式名称：「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」2023（令和5）年6月23日施行

— L G B Tとは—

- ・レズビアン（同性を好きになる女性）
 - ・ゲイ（同性を好きになる男性）
 - ・バイセクシュアル（両性を好きになる人）
 - ・トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）
- の頭文字をとったもので、上記4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称として用いられています。

多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現をめざし互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

別府市人権啓発センター

別府市人権啓発センターは、本市の人権啓発の拠点として、また、市民の人権学習の場として設置しています。

どなたでもご利用いただけます！



○部落差別問題をはじめとする様々な人権問題に関連して、

お悩みごとなどの相談を受け付けています。書籍・視聴覚ソフトの貸し出しを行っています。(QRはこちら⇒)

各種講座・教室を開講しています。会議室等の貸室を行っています。

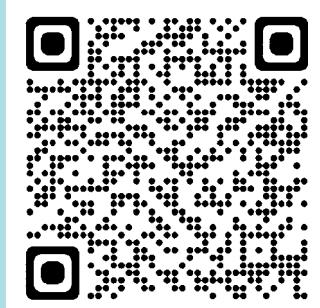


設備概要	会議室・多目的室・調理室・多目的トイレ・受付・相談室 ○入口及び玄関にスロープ設置、館内はバリアフリー（段差なし）、盲導犬同伴可
所在地	〒874-0919 別府市石垣東10丁目7番5号（電話：0977-23-6163）
アクセス	【車】九州横断道路入口より約3分、JR別府駅より約10分 【バス】JR別府駅東口⇒24番新港町・鉄輪経由APU線または51番APU線 「娘田」バス停下車、徒歩約1分

登録して安心！ — 本人通知制度 —

現在、全国的に戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得されている事案が発生しています。これらの行為は、個人情報の不正取得のみならず、身元調査に利用され、結婚差別や就職差別などの人権侵害や犯罪などにも悪用される恐れがあります。こうした事案を防止・抑止するため、県内の各市町村では本人通知制度を行っています。

この制度は、本籍地・氏名などを表示する戸籍謄（抄）本や、住所・氏名・生年月日・性別などを表示する住民票の写し等を本人やその家族ではない第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対してその事実を通知するものです。



登録サイト

●実施内容

本人以外の第三者に、戸籍や住民票等の証明書を交付した場合、ご本人にその事実をお知らせします。本制度をご利用になる場合は、登録が必要です。

●登録できる方

別府市に住民登録している方・別府市に本籍を有する方

●手続窓口

別府市役所市民課・各出張所の窓口
※別府市人権啓発センターでも受け付けています。

「本人通知制度」に登録し、
悪質な人権侵害を防ぎましょう。

※くわしい内容は、
市民課(TEL0977-21-1135直通)へお問い合わせください。

令和六年度 別府市小・中学生「人権作文」



心で繋がる「ランドセル」

別府市立青山中学校 二年 神 風歌

私は今手話を勉強しています。手話には五十音字の指文字から始まり数字や漢字も手話を表したりもできます。手話によつては何通りも表現があるし、また国によつて違うので手話は世界共通ではありません。

なぜ私が手話を勉強しているかというと、耳の不自由な大叔母と手話を使つてもつとお話ししてみたいからでした。大叔母というのは母の叔母で母が小さい頃から実の親と同じくらい可愛がつてくれた人です。だから、私が幼い頃から母同様に可愛がつてくれた私にとつてもとても身近な存在です。私や弟達にもいつもおいしい果物や洋服を送つてくれたり、小学校入学の時にはランドセルを買つてくれました。私はお気に入りのそのランドセルを背負つて六年間小学校に通いました。中学校に入った今も部屋の片隅で置いています。大叔母は耳が不自由ですが、裁縫がとても得意なので、アパレルの工場で、四十年間勤務して定年退職しました。

母や私にミシンや裁縫を教えてくれたのも大叔母でした。今年の夏休みに来年小学校に入る弟のランドセルを家族でお店に見に行つた時七万円というのを目にしてあまりの値段の高さに驚き一つ下の弟と同時に顔を見合わせてしましました。「ランドセルってこんなに高いの?」と母に聞くと、「そうだよ。三人ともランドセルはつつきーが買つてくれたんだよ。感謝しないとね。」と母は言いました。

つつきーというのは大叔母の愛称で、家族がみんなそう呼んでいます。ランドセルがこんなに高いなんて知らなかつた。しかも三つも。「つつきーつてお金持ちなんだね。」と母に言うと、母は「そんなことないよ。一生懸命働いたお金で買つてくれているんだよ。」と聞いて、私はつつきーのことについて初めて母に聞いてみました。つつきーは裁縫の仕事をずっとしていて、とても上手で、一番作業が細かくして難しい部署にいたそうです。一人健常者に交じつて耳が不自由な分、無駄口もなく、黙々と作業するので誰よりも仕事が速かつたと聞きます。その後、弟の新し

いランドセルのお礼をするため、ビデオ通話しました。その時初めて部屋の片隅にある私のランドセルを持ってきて、「ランドセルありがとう」と手話でお礼を伝え

ると、つつきーは今まで見たことのない笑顔になりました。挨拶ぐらいの手話なら私もできるのに、つつきーと手話でちゃんと会話したことがあつたかな…。いつも母が間に入り通訳をしてくれた気がする。つつきーともつとちゃんと話がしたい。だから私は今まで見ていたユーチューブチャンネルを手話を勉強するために手話チャンネルを見るのが日課になりました。

一千九百八十年に聴覚支援学校に通う小学生が交通事故で亡くなつた後、逸失利益がある八十五パーセントで判断されたというニュースを見ました。逸失利益というのは、仮に事故が起きなかつた場合、将来得られたであろう収入の減少分のことを言います。私はこれを見て、なぜ減らされる必要があるのか、なぜ耳が不自由というだけでも、将来の収入まで決めつけられるのか、それを決めた人にも、何も知らない健常者と同じくらい、もしかするとそれ以上の仕事ができる人を知つてるので、大叔母のことまで否定されている気持ちになりました。大勢の人が、こういうことを「仕方ない」と認識してしまつてはいけない。もつと大叔母のように、努力次第で普通の仕事ができる人をいることを知つて欲しい。

昭和の時代は耳の不自由な大叔母に、安い賃金で労働を強いる会社もあつて、今でも一般の人と比べてかなり低い現状にあります。聴覚障がい者の人権は、守られているのかな。こういう差別と偏見は、なくならないのかな。大叔母は、こんな優しくない世界で、どんな苦労をしてきたのか、想像もつきません。

私は、耳が不自由な人達だけでなく、目や体が不自由な人達にとつても、優しく平等な社会になつてほしいです。そして、もつと手話ができる人が増えて、手話が普及していってほしいです。

つつきーが買つてくれたランドセルを見ると胸が温かくなるように、私も今の気持ちを大切にして、手話が上達するよう、もつともつと手話を勉強します。そして将来は、手話通訳で病院に付き添つてあげたいし、旅行にも連れて行つてあげたい。また、手話でお礼を言ったときのあの笑顔を見たいな。

2025(令和7)年度 人権啓発冊子 ヒューマンライツ

*ヒューマンライツ [Human-Rights(人権)] は、毎年、別府市が発行している人権啓発冊子です。

【編集発行】別府市・別府市教育委員会・別府市人権問題啓発推進協議会
【協力】別府市PTA連合会

●感想やご意見がございましたら下記へお寄せください。

別府市市民福祉部共生社会実現・部落差別解消推進課

〒874-8511 別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1291

